

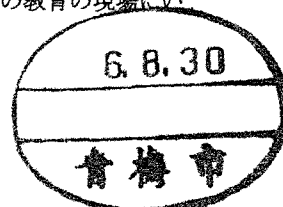
青梅市教育法務相談員の運用に関する陳情

1 陳情の要旨

青梅市では東京都が令和4年度から、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の1つである「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」の運用を同年から開始しています。東京都教育委員会は本事業を、いじめを受けた子供や保護者の支援を充実していくため、区市町村と連携して保護者等がいじめ対応の初期の段階から、法律や医療等の専門家のサポートを受けて、学校に相談できる仕組みづくりについて検討するものとしています。(第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会第1回議事録)その事業が青梅市で運用され、弁護士資格をもつ教育法務相談員の配置が始まりました。ですが、教育法務相談員の運用内容が保護者等に十分に周知されておらず、またその実際の運用(教育法務相談員のいじめ問題への関わり、指導室、教員の理解)について疑念を抱くようなことが市内いじめ重大事態調査に関するなかで起こっています。そこで、運用から3年目になり、実際の運用実態は本事業の目指す通りに教育法務相談員がいじめ問題に関わっているのか、それを運用する教育委員会指導室がその運用を適正に実行しているのか、管理職をはじめとする教職員はその趣旨を正しく理解しているのか。専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の1つである「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」の青梅市での運用が、何よりも本事業の目指すいじめを受けた子供や保護者の支援を充実していくため、区市町村と連携して保護者等がいじめ対応の初期の段階から、法律や医療等の専門家のサポートを受けて、学校に相談できる仕組みづくりになるようにこれまでの青梅市での運用を見直し、改めて考えていただきたいのです。

2 陳情の理由

令和4年度の青梅市での教育法務相談員運用開始から、その運用が保護者等に周知されていないと感じ、実際見聞きすることがいくつもありました。そしていじめ重大事態の被害側当事者として、市内いじめ重大事態やいじめ問題について教育法務相談員がどのような関わりをされているか、指導室やいじめ重大事態当該中学校の管理職教職員が教育法務相談員の運用の趣旨とは違う理解をしているのを実際経験しました。教育法務相談員運用開始時、雇用期間は、令和4年4月25日から令和6年3月31日まで。現在も教育法務相談員は市教育委員会での配置がされているが、当初の雇用期間終了後、2年間の任期中にどのようないじめ問題に関わっていたのか、職務内容について十分に検討されたのか、そして令和6年度からの雇用契約やその具体的な職務はどのようなになっているのか、本事業の青梅市で開始から2年間を経て今後どのように運用されていくのかは市民、市内小中学校に通うお子さまのいる保護者には全く知る方法がないままとなっております。それではこの事業の目指すところが果たされないままやむやな運用に留まり、青梅市内でのいじめ問題の解決には到底繋がりません。いじめ重大事態被害者として当事者の立場からこの2年半、実際に教育法務相談員がいじめ問題と関わるなかで実際にあった、感じたことを貴委員会の委員の皆様にお聞きいただきたいと切に願います。そして青梅で育ち、学ぶ子供たちがいじめで傷つくことが少しでも無くなるよう、いじめが起きてしまったときに子どもに携わる青梅市の教育の現場にい



る大人や専門職が子どもにとって何が最善なのか、子どもを守るにはどのようなことができるのかに真摯に向き合い、東京都教育委員会のこの事業の目指すものが保護者や子どもに届き、子どもの安心・安全が守られることを願います。

つきましては議会として、青梅市のいじめ防止対策の東京都教育委員会の専門家を活用したいじめ問題サポート事業としての青梅市教育法務相談員の運用が改善されるよう陳情いたします。

上記内容は、本件陳情について議員の皆様にお伝えする大切な場と考えております。

ですので発言させていただく時間は十分にとっていただきたいと切望します。

上記のとおり陳情いたします。

30
令和6年8月29日

陳情者住所

氏名

電話番号

青梅市議会議長 島崎 実殿